

## 福井県庁インターンシップ実施要綱

### 1 目的

この要綱は、学生の就業意識の向上および県政に関する理解促進を図るため、福井県（以下「県」という。）が学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象者

インターンシップの対象者は、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校専門課程、および地方公共団体が設置する大学校（以下「教育機関」という。）に在籍する学生とする。

### 3 申込手続

- (1) 実習を希望する学生は、県が指定する期間内に、福井県電子申請サービスにより福井県庁インターンシップに申し込みを行う。
- (2) 県は、受入れの可否および受入所属を決定し、教育機関へ実習生受入決定通知書（別紙様式1）を送付する。
- (3) 実習の実施にあたり、教育機関は、県へ同意書（別紙様式2）を提出する。

### 4 報酬等

県は、インターンシップにより実習を行う学生（以下「実習生」という。）に対し、報酬、交通費、食費その他実習に伴う経済的負担を負わない。

### 5 実習生の服務等

- (1) 実習生は、実習に関わる県の職員（以下「実習担当者」という。）の指示および指導に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。
- (2) 実習生は、県の職員が遵守すべき法令および条例等を遵守し、県の職務の信用を失墜させる行為をしてはならない。
- (3) 実習生は、実習において知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。
- (4) 実習生は、実習の成果を外部に公表する場合には、事前に県の承認を得なければならない。

### 6 事故等の責任

- (1) 実習生は、実習における事故等に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習における事故等に関しては、自らの責任で対応しなければならない。
- (2) 教育機関は、実習生に対し、実習開始までに前項に規定する保険への加入を指導するものとする。

### 7 実習の停止

県は、実習生の行為が「5 実習生の服務等」の規定に反することその他の事情により実習を継続することが困難であると判断した場合、実習を停止することができる。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、実習の実施に関して必要な事項は、県および教育機関が協議の上、決定する。

### 附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年6月9日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

様 式 1

人 第            号  
令和    年   月   日

教育機関名  
代表者の職・氏名   様

福井県総務部人事課長

実習生受入決定通知書

下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受 入 可 否	学生氏名	受入所属

同 意 書

\_\_\_\_\_ (以下「本学」という。)の学生(令和 年 月 日付け人第 号  
実習生受入決定通知書により受入可となった者に限る。)が福井県の実施するインターンシップの実  
習生として実習するに当たり、本学は、下記の事項に同意する。

記

1 実習時間

実習生が実習を行う時間は、福井県の職員に適用する勤務時間の例による。

2 実習生に対する報酬等

福井県は、実習生に対して、報酬、交通費、食費等の実習に伴う経済的負担を負わない。

3 実習生の服務等

- (1) 実習生は、実習に関わる福井県の職員の指示および指導に従い、実習期間中は実習に専念し  
なければならない。
- (2) 実習生は、福井県の職員が遵守すべき法令および条例等を遵守し、福井県の職務の信用を失  
墜させる行為をしてはならない。
- (3) 実習生は、実習において知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならな  
い。また、実習終了後においても同様とする。
- (4) 実習の成果を外部に発表する場合には、事前に福井県の承認を得なければならない。

4 実習生に対する指導

本学は、実習生に対して、「3 実習生の服務等」を遵守するよう指導するものとする。

5 事故等の責任

- (1) 実習生は、実習における事故等に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習における  
事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- (2) 本学は、実習生に対し、実習開始までに前項に規定する保険への加入を指導するものとする。

6 実習の停止

福井県は、実習生の行為が「3 実習生の服務等」に反することその他の事情により実習を継続  
することが困難であると判断した場合、実習を停止することができる。

年 月 日

(所在地)

(学校・機関名)

(職・氏名)

印 ※公印を押印(私印不可)